**「県民の日記念行事小瀬会場」出展計画書類**

**１，２は、全団体に該当　　※出展する構成員ごとに作成すること**

**１　出展計画書、出展規模調、出展平面図**

**（別紙１、別紙２、別紙２添付書類、様式１―１～１－３）**

**２　小瀬スポーツ公園制限行為の内容（様式２）**

県民の日記念行事小瀬会場において、山梨県都市公園条例第４条に規定する販売、展示、集会、チラシ等の配布、火気使用等の制限行為を行う者は、制限行為の許可が必要なため、別添様式に記載のうえ、実行委員会に提出すること。

**※　物品販売（制限行為）に対しては、山梨県都市公園条例第９条に規定する使用料が徴収されます。**

**○使用料　　　１日　　６００円×消費税**

**○占用料　　　１日１㎡　４４円×消費税（1㎡未満は切り上げ）**

**例）10㎡（３坪テント）出展の場合、１，０４０円/日×消費税**

**出展場所で火気器具を使用する場合に該当**

**３　出展テントでの対象火気器具等一覧表（様式１－４）**

県民の日記念行事小瀬会場において、甲府地区広域行政事務組合火災予防条例に規定する「対象火気器具」を使用する者は、火災予防計画（実行委員会が消防本部に提出）の作成に必要なため、別紙「出展テントでの火気使用に係る留意事項について」に基づき、別紙様式により記載のうえ、実行委員会に提出すること。

なお、「対象火気器具」を使用する者は、火災予防条例の規定により、出展場所に「消火器」の設置が義務づけられているので遵守すること。

**※　使用に際して火炎や発熱が生じる器具（外見上、火が見えない物も含む）は、用途や熱源（電気、ガス、石油、木炭など）の種類に限らず、消火器の設置が必要な「対象火気器具」となります。**

**飲食物を提供する場合に該当**

**４　提供食品の概要（様式３）**

県民の日記念行事小瀬会場において、食品の提供等を行おうとする者は、別紙「イベント等における食品取扱いの指導指針」に規定する食品の取扱いを遵守し、当該通知第３に基づく相談書（実行委員会が保健所に提出）の作成に必要なため、別添様式に記載のうえ、実行委員会に提出すること。

**５　飲食物の提供の際の使い捨て食器の使用調べ（様式４）**

飲食物を提供の際に、特別の理由のある場合を除き、リユース食器の使用等により、使い捨て食器の削減に取り組むこと。

飲食物を提供する場合は、別紙様式に記載のうえ提出し、特別の理由によりリユース食器使用が不可能なため、使い捨て食器を使用せざるをえない場合は、別紙理由書を提出すること。

**※　リユース食器の利用促進のため、「デポジット方式」は行いません。**

**「デポジット金」を上乗せしての販売や、返却時に「デポジット金」を回収する必要はありません。**

**酒類提供及び販売を行う場合に該当**

**５　酒類提供及び販売に係る誓約書（様式５）**

県民の日記念行事交流広場において、酒類提供及び販売を行おうとする者は、別に定める取扱方針により、誓約書を提出すること。